

除雪等業務の協力に関する基本協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉市建設業協会（以下「乙」という。）とは、路面凍結が予想される場合の被害の未然防止及び除雪が必要な降雪が発生した場合の作業等（以下「除雪等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、除雪等業務における民間協力の一環として、甲の管理する道路等の機能の確保、回復その他の保全をはかるため、甲、乙間において基本的事項を定め、もって除雪等業務を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の範囲は、原則として、千葉市域内における甲が管理する道路等の除雪等業務に適用するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、除雪等業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、前条の協力要請を受けたときは、可能な限り速やかに除雪等業務に必要な人員、機械等を確保し、甲が実施する除雪等業務に協力するものとする。

2 乙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、乙の会員でかつ千葉市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者の担当業務を定めるなど協力体制を確立しておくものとする。

（報告）

第5条 乙は、除雪等業務が完了した時は、遅滞なくその結果を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により、乙が除雪等業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(疑義等)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

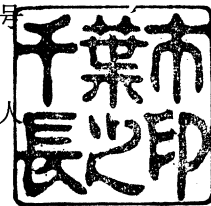
第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了1ヶ月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成24年12月21日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人



乙 千葉市中央区中央港1-13-1
一般社団法人千葉市建設業協会
会長 内藤栄男

